

事務連絡  
令和3年2月9日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに伴う  
おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、「「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について」（平成30年9月14日医政総発0914第1号ほか厚生労働省医政局総務課長ほか連名通知）において、おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る）に作成された主治医意見書、又は市町村が主治医意見書の内容を確認した書類について、おむつ使用証明書の代わりとして、確定申告の際に使用することが認められております。

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、被保険者との面会が困難な場合においては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等により、要介護認定及び要支援認定の有効期間（以下、「認定有効期間」という。）を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間（以下、「追加の期間」という。）を合算できることとしています。

今般の要介護認定の臨時的な取扱いに伴い、新たに追加の期間が認定有効期間に合算された場合は、現に受けている認定において作成された主治医意見書について、追加の期間を合算した後の認定有効期間内のものであるものとみなし、確定申告の際に使用することができるものとします。

つきましては、上記の内容についてご承知おき頂くとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、上記の内容につきましては、国税庁と協議済みであることを申し添えます。